

2023.10.5 (木)
第 13 回例会
(通算3728回)

2023-2024 年度 釧路ロータリークラブ会報

会長スローガン「地域を愛し、未来を語る ロータリーの輪を広げましょう」

第85代会長 後藤 公貴
副会長 樋口 貴広
幹事 佐藤 貴之
編集責任者 クラブ会報・雑誌委員会

例会日 毎週木曜日 12:30 ~ 13:30 夜間例会 18:00
例会場 釧路センチュリーキャッスルホテル
事務局 釧路市錦町 5-3 ミツ輪ビル 2F
☎ 0154-24-0860 📠 0154-24-0411

2023-2024 年度
国際ロータリーテーマ



世界に希望を生み出そう
2023-2024 年度
RI会長 ゴードン R. マッキナリー
第 2500 地区ガバナー
鶴見 誠一郎 (紋別港 RC)

月間テーマ 経済と地域社会の発展月間

本日のプログラム 講師例会「外国人労働者の雇用と実態」(プログラム委員会)

次週例会 地区大会報告会 (理事会)

- ロータリーソング：君が代、奉仕の理想
- ソングリーダー：水口 喜文君
- 会員数 103 名
- ビジター
- ゲスト 社労士オフィスオリオン 代表 長田 高幸様

会長の時間

皆さんこんにちは。
今日はお礼から申し上げさせていた
だきたいと思いま
す。

先週、9月30日土
曜日、かねてより

企画しておりました野遊会を釧路MOO前の岸壁炉端
にて開催をさせていただきました。いろいろご苦労い
ただいた得地委員長、そして親睦活動委員会の皆さま
に心より感謝を申し上げます。

当日は奥様、お子さん、お孫さん含めておよそ30名
の皆さまにご参加をいただきまして、釧路らしい食べ
物と素敵な雰囲気にも包まれながら、二次会も2時過ぎ
から当店で酒を飲む所も設えさせていただいて、とても
ロータリーを語り合えて親睦が深まる1日になったの
はないかなと思っています。昼からお酒飲むのも大変
いいなと思っています。また来年の野遊会もぜひ皆
さまふるってのご参加をお願い申し上げます。

そして、先週の例会でも触れたのですが先週は北クラ
ブの菊池会長が見えられて、先週末に行われた地区補
助金事業・青少年育成事業のPRをしておりました。
私どもも10月21・22日に釧路ロータリークラブが
主催団体の1角として「釧路湿原国立公園の魅力を知
る・再発見をする学びのツアー」のPRのチラシ、タ



イムスケジュール等を皆さまのテーブルに置いてあり
ます。われわれが主催の事業ですのでぜひご都合をつ
けていただいて、ご参加をお願いしたいと思ってお
ります。

そして今週末には、第2500地区の地区大会が紋別の
地で開催されます。あいにく紋別で初日の宿が取れな
かったものですから、北見で土曜日の一泊目はするど
うのことです。こちらにもおよそ奥様含めて30名
のご参加をいただき、遠路はるばる来ていただける皆
さんは行く道中、車の運転等気を付けていただいて現
地でまた盛り上がりたいたいなと思っています。

そして11月初旬には、先日発足されました旅行部、
これは、杉村会長でいいのですかね。旅行部が11月
3日に旅行を行うと。

そして4年ぶりの開催になる台北中央ロータリーク
ラブの周年事業には、12月3日から3泊4日で私ど
ももお祝いに駆けつけることになっております。現在、
そちらも20名程度のご参加をいただいているとい
うことで本当にありがたい限りです。

そうやって旅先で、全国津々浦々で、ロータリーの仲
間とロータリーを語り合って、またロータリーとして
の親睦を深めていく。こういったふうの良い循環がこ
れからもずっと続けていければいいなど。少しタイト
なスケジュールではあるのですが、そんな感じをさせ
ていただきました。ぜひこういった機会に、もし、ご
参加されたことがない方はぜひご参加していただい

友情を深めてまいりましょう。

最後になります。本日、長田高幸様にお越しいただいております。昨日は商工会議所で同様のご講話をされております。盛りだくさんの内容を30分に凝縮してお話をいただけるということでございます。ぜひ、楽しみに。

今日、またいい時間を皆さまで共有してまいりましょう。本日一日どうぞよろしくお願い申し上げます。

幹事報告 佐藤 貴之会長

皆さん、こんにちは。幹事報告になります。

まず今月のロータリーレートですが149円となっております。

続きまして、先週開催しておりました北クラブの地区補助金事業に後藤会長と私で参加しております。それに伴いまして、北クラブの菊池会長よりお礼のあいさつ文が届いております。後ほど掲示しておきますのでご覧くださいませようお願いいたします。

続きまして週末に開催されます地区大会ですが、参加される方は7日土曜日の夜、北見のホテルパコの入口ロビーに17時45分までに集合していただきたいと思っております。皆さんが揃いましたら釧路ナイト会場・焼肉味覚園総本店へ向かいたいと思っております。

こちらですが焼肉ということもありまして北見では、スーツ・ネクタイ等はしなくてもよろしいのでカジュアルな格好で参加していただけたらと思っております。翌日、8日の日曜日ですが、紋別会場の登録が午前9時からとなっております。北見から車で1時間半かかるということです。北見のホテルは午前7時30分に出発していただきますようよろしくお願いいたします。朝早くからの出発となりますので運転される方ぜひ安全運転でお越しくださいませようお願いいたします。

紋別に着きましたらみなさんと写真撮影を行いたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど会長からもご説明ありました地区補助金事業に関するご案内です。テーブルにツアーのパンフレットを用意しています。締め切りはすでに終わっているのですが、まだ今週中でしたら、参加が可能です。一緒にタイムスケジュールも置いてあります。もし時間あります方がいらっしゃいましたら、土曜日・日曜日どちらでも構いませんのでご参加をよろしくお願いいたします。

■本日のプログラム■ 講師例会「外国人労働者の雇用と実態」

プログラム委員会 八幡 好洋委員長

プログラム委員会の八幡です。よろしくお願ひいたします。

本日は社労士をされております長田さんに「外国人労働者の雇



用と実態」というタイトルでお話をいただきます。

昨今の人材不足や採用難を鑑みますと、外国人人材の採用というのは北海道においても非常に重要なテーマになってくると思います。たまに東京への出張で、コンビニに行きますと外国のスタッフの方が多くイメージで、日本人の方に会うほうが少ないような印象もあつたりします。そういった状況下で、どのように外国人人材を活用していくのか、今日の話をしっかりとお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

社労士オフィスオリオン 代表 長田 高幸様



皆さま、こんにちは。ありがとうございます。

私、名古屋で社会保険労務士としております長田と申します。本日はこ

のような貴重な機会をご頂戴いたしましてありがとうございます。それでは早速、外国人労働者の雇用と実態というテーマでお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は短い時間ではありますが、こういったメニューでお話をさせていただきます。はじめに簡単に自己紹介をさせていただきます。その後外国人雇用の実情、そして技能実習と特定技能、そしてこれから、こういった形でお話を進めさせていただきます。

はじめにですがごく簡単に自己紹介をさせていただきます。私、1972年生まれで愛知県名古屋市出身です。今も愛知県名古屋市の中区で社会保険労務士事務所をやらせていただいております。会社員を経て2013年に社会保険労務士の資格を取得しました。そして今日、なぜ私が皆さまの前でお話させていただいているかというと、2016年7月より約2年間、国際人材協力機構 JITCO（ジツコ）という組織、こちらは外国人技能実習制度の支援をしている団体になります。そちらで巡回指導員として2年弱勤務して、外国人技能実習生制度の現場に携わってまいりました。そういった経

験で通算 140 社以上の 200 名以上の技能実習生と面談させていただくという貴重な経験をさせていただきました。そしてそういった経験も経まして現在は、とある研修会社様と業務提携をさせていただきました、技能実習の技能実習責任者など法定講習の講師のお仕事で年間 80 回ほど登壇させていただいているわけでございます。

それではここから外国人雇用の実情というところでお話をさせていただきます。

こちらのグラフは、全国における外国人労働者の人数のグラフです。皆さま方もご存知かもしれませんが右肩上がりです。どんどん増えている状況であります。

厚生労働省の直近のデータでは令和 4 年 2022 年 10 月時点で 182 万人の外国人労働者が日本で働いている。グラフの一番左、2008 年の頃と比べるとこの 14 年間で 3.7 倍と、どんどん増え続けているわけです。

では、北海道においてはどうかといいますと、これもよく似たグラフになっています。北海道でも右肩上がりです。どんどん増加している。2022 年 10 月時点では 2 万 7,800 人の外国人労働者が務めているわけです。おそらく 13 年間で約 4.5 倍。特にグラフでは平成 26 年あたりからカーブがぐっと右斜め上に上がってきている。この頃から主に技能実習生を中心に人数が増えてきている状況になっています。

それでは、北海道における外国人雇用する事業の数を調べてみました。こちらは平成 26 年当初は 2,600 事業所だったものが、この令和 4 年には 6,168 社ということで、これもこの 8 年間で 2.3 倍ということです。

今日お越しいただいている皆さま方の会社でも外国人労働者の会社様も多いのではないのでしょうか。

では、足元の釧路地区においてはどうか調べてみました。これも平成 26 年当時は 112 事業所であったのに対して、直近の令和 4 年では 287 と、これも約 2.6 倍と外国人労働者の数も増加している。そして外国人を雇用している事業所の数もここ 8 年ぐらいで 2.6 倍と、2 倍以上増えてきている状況です。

それでは北海道においてどのような業種で外国人労働者が働いているか。この円グラフ、右斜め上に農業、真右の 3 時の方向に建設業、そして 5 時の方向に清掃業、この 3 つが特に多いと言われています。この 3 つで約 40% 強の外国人労働者が働いている。やはり全国のデータから比較しますと北海道ですので、農業や林業で働いている外国人労働者の数が多いのが特色になっております。

それでは北海道においてどのような在留資格で働いている外国人が多いのか。こちらは技能実習生が 45% ほど、そして専門的・技術的分野には外国人の留学生の方がそのまま日本の会社に専門性を生かして働く、技術・人文知識・国際業務といった在留資格とか特定

技能という在留資格を持った外国人もこの中に含まれています。

この絵を見ながら次のスライド。では、釧路地区・釧路管内における外国人労働者の方を見ますと、右のオレンジの部分がグーッと増えております。技能実習生の割合が多いのがこの釧路管内での特徴と言えるでしょう。そしてこの技能実習 867 人と特定技能の外国人を足すと 1,000 人強で、8 割強を技能実習生、そして特定技能の外国人が会社の現場で働いている外国人の方が多くいわけです。

本日はこの技能実習と特定技能にフォーカスしてお話を進めさせていただきます。

「技能実習と特定技能、そしてこれから」と書いてあります。簡単に制度の説明もさせていただきます。まずは技能実習制度。これは管理団体という団体を通じて技能実習生を斡旋して行う技能実習のタイプです。海外の左上の送り出し機関が送り出し、母国側での間に入っている団体。そして日本においては管理団体が間に入って、皆さま方の会社にスムーズに技能実習生が入って来られるように調整しているわけです。技能実習は、原則は 3 年間。そしてこのスライドの右側にオレンジの枠でくくられておりますが、「優良な管理団体、実習実施者に限定にした拡充措置」と書かれています。優良認定を受けている管理団体、そして会社様です。実習実施者というのは皆さま方、受け入れ企業様です。両方共が優良認定を受けている時は最長 5 年間という制度になっております。きちんと技術が技能実習生に身につけているかを確認するために赤い色の資格が書かれております。試験技能検定などの試験に合格することで「技術が身につけているんですね」と確認しながら進めていくのが技能実習制度であります。

次は特定技能制度です。こちらは 2019 年に設立された在留資格です。今日現在は、技能実習制度はあくまでも発展途上国への技術を移転させる国際協力を目的にしております。「今日現在は」とあえて申し上げておきます。そして国としては、人手不足解消はどうしてくれるのかと設立されたのが特定技能という在留資格です。人手不足が激しいといわれる、合わせて 12 の分野について右側に書かれています。技能実習で 3 年あるいは 5 年が終わったらそのまま日本において特定技能 1 号ということで、さらに日本で 5 年間働き続ける。そして以前はさらに特定技能 1 号から技能・技術をしっかり身につけた方については特定技能 2 号ということでさらに日本で長く働き続ける。

これが以前までは建設分野と造船・船用分野の 2 分野に限定されておりましたが、今年の 8 月からこの特定技能 2 号が拡充されました。今は一番下の受け入れ分野と書かれている特定技能 1 号の 12 分野のうち介護を除いた 11 の分野すべてで特定技能 2 号に行く

ことができるようになった。特定技能2号の一番の特徴は、在留期間に上限がない。すなわち特に問題がない方で特定技能の外国人がずっと日本で働きたいと思えば、上限なく日本で働ける分野が今年の8月からぐっと増えました。

ちなみに介護だけ除かれて、仲間外れという話ですがそうではなくて、介護分野についてはすでに在留資格の中に介護という在留資格があり、こちらに移行して下さいという建付けになっています。特定技能の外国人財も右肩上がりです。コロナが始まる頃には4,000人ほどしかいなかった特定技能の外国人は、直近のデータで16万人を超えています。この釧路地区においても直近3年のデータを取るとこのように増えていっている。令和2年当初は、わずか20～30名弱しかいなかったものが令和4年10月の段階で170名ほどの特定技能の外国人が働いている。分野別で見ますと、農業が60名、飲食料品製造業が57名。そして最近増えてきているのは介護30名と、どんどん増えて来ているわけです。

先ほど私は、技能実習制度についてはあくまで国際協力のためと話しました。今日現在はここの部分です。「技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議」が昨年11月に立ち上がりました。今日現在で10回会議が行われているそうです。今年の5月に発表された中間報告書の中に、この上の赤い四角の1行目、「現行の技能実習制度は廃止して」という文字が入っています。これを見たマスコミ各社は「技能実習制度廃止」ということでニュース・新聞等で報道されたわけです。

ただ、なくすだけではなくて、その上に新しい制度と書かれております。技能実習に代わる新しい制度を立ち上げようとしている。今度できる新しい制度は、国際協力という形ではなく、人材確保・人材育成の2本の柱で新しい制度を立ち上げていきたいと思います。さまざまな検討がなされています。皆さま方、受け入れ企業様に一番影響してくるところは下の四角の枠の外の中。少し小難しく書いてありますので簡単に言い直しますと、現行の制度では、原則3年間は皆さま方の会社で働く、よその会社に転籍となく3年間は、言葉は悪いですが労働力として見ることができていた。これが新しい制度では転籍制限は残しつつも「従来より、緩和する」文言が入っております。

いろいろな意見が取り交わされています。まだ決定はしていませんが例えば、その意見の中には「最初の1年間は転籍制限を残して、要するに転籍できないようにしましょう」。あるいは「ころころ会社を代わっていたのでは人材育成にならないということで、転籍は1回に限り認める」、とさまざまな意見がいろいろ取り交わされています。

いずれもまだ決まっているわけではございません。今年の秋に最終報告というのがまとめられて政府に提出させられる予定だとされています。そこから最終報告をもとに政府の方で法律改正あるいは法律の制定について動きは始まる。早ければ来年の下半期、遅くとも再来年には新しい制度が立ち上がっていくタイムスケジュールで動いているそうです。

先ほども申しあげました現在は3年ないし5年の技能実習が終わって、それでも「まだ日本で働き続けたい、日本が大好き」という方には特定技能1号ということで5年間働くことができる。そして建設、造船船舶の2分野に限って仕事ができる外国人の方は上限なく働いてもらうのが過去のイメージでした。

今後は、先ほどもご案内しましたとおり特定技能2号が大幅に拡充されました。これによって長く日本で働いてもらうことができるようになった。一番右は私の私見なのですが今後は「永住権の取得」も見えてくる話になるわけです。そして現行の技能実習制度も廃止されて、新しい制度が立ち上がっていく。これまでは「3年日本で働いたら、もう母国に帰るんだ」という技能実習生たちも、これから新しい制度が立ち上がると「日本にいたい、日本で働きたい」と思ってくれる人は、スキルが高い人はずっと長く日本で働いてもらえるような流れに今後なっていくわけです。

今、日本全体、そして地方都市においても人手不足は深刻になっております。こちら釧路地区でもかなり人材確保ではご苦労なさっていると伺っています。では、どのようにしたら外国人財に来てもらえるのかを考えてみました。

地域として外国人を受け入れていく風土づくり、あるいは地域としてどのように魅力を出していくのか、ここに住みたいと思われるのか。そこで参考になるのは青文字にしております。現在すでに釧路で働いている方はこの釧路という地域をどのように思っているのか。釧路のどんなところがいいのだろう。そんな意見を聞いてみるのも参考になるかもしれないですね。地域の魅力とか。あるいは都市部よりも地方都市の方が物価は安い。言葉は悪いのですが外国人たちはお金を稼ぎに日本にやって来ています。都市部で物価が高い所で、遊ぶ所がたくさんあるような所で働くのが良いのか、それとも地方都市で遊ぶ所は少ないけれど、とてもいい環境で働いてお金を稼ぐのとどちらが良いのだろう。そんなところもアピールポイントになるかもしれません。

これは技術・人文知識・国際業務、いわゆる高度人材の方の話ですが、地元の大学の就職課とパイプを作って、今いる留学生をぜひとも地元・釧路で働いてもらえるように働きかけるのもひとつの方法でしょう。これ、他の地方で、いろんな所でやられている例です。では、今度定着してもらうにはどうするのだろう。技

能実習から特定技能の流れについて未永く日本で働いてもらうためには、ということですが。

まずは給与面について。こちらの方は外国人だからという理由で安い労働力として見るのは正直言って厳しい時代になってきています。なので、私も取引様先の方が「外国人労働者を雇えば、技能実習生だったら最低賃金で働かされる」という会社様もいます。これから外国人を受け入れようとする会社様には「そういうお考えだったら、社長、止めた方がいいですよ」とご助言しております。なぜならば、外国人労働者を受け入れることだけでも、すぐお金以外にコストがかかるわけです。しかも、「安い労働者という見方だったら、止めた方がいいですよ」とご助言をしております。これからは日本人、外国人関係なく、わが社で働いてもらえる従業員を仲間として受け入れる、そんな意識が求められるのではないのでしょうか。

あとは「きめ細やかなフォローと」書かれています。例えば釧路で、少し山の方で働いてもらう技能実習生であれば、例えば、週に1度マイクロバスなどに乗せて街に買い物に連れてきてあげるといった、外国人が地域で働いてもらいやすいような環境づくりのフォローが必要ではないのでしょうか。

あとは日本語の勉強会。こちらは会社、もしくは地域で日本語の勉強会やっていたといいと思います。外国人労働者を雇用するにあたって、一番ネックになるのは日本語になります。特に技能実習生や特定技能の外国人は日本語でコミュニケーションが難しいところがあります。そこを少しでもコミュニケーションが取れるように会社・地域で日本語の勉強会をやっていたといいのではと思っています。

これは高度人材の話です。キャリアアップ、キャリア形成について外国人の方と例えば ONE ON ONE で面接をすとか。一番下の「面接は、可能であれば現地に赴いて」と書かれております。こちらは技能実習生を雇う時の面接は WEB じゃなくて、実際に現地に赴いて家族の方ともお会いになるといいのではないかと。グッと距離感が縮まりますのでそう思います。

これは実例になりますが、兵庫県の但馬漁業協同組合さんです。これは、インドネシアの技能実習生に対して「よくぞ、この地域で、兵庫の但馬で働いてもらいました。そして無事に3年間、5年間終了してくれてありがとう」と感謝状を贈った。これ、われわれからしたら何気ないことかもしれませんが、外国人にとっ

てはすごく喜ばれる、感動したという意味で、そして「またここで働きたい」という方々が多かったそうです。こんなのもいいかもしれません。

そして外国人に選ばれる会社に、釧路に、なっていくのが重要ではないでしょうか。8月にこちらでお話をされた釧路ビジネスサポートセンタ(k-Biz)の澄川センター長様のお話にもあったそうです。「これから国籍がどうのこうのという時代ではなくなってきています」と言われたそうです。まさに私も同感です。これからは釧路が選ばれる、会社が選ばれるようになっていく、そんな釧路になっていくことに、私が少しでも力になれることがあればと思うわけです。少し時間が長引いてしまいました。私の時間はこれにて終了でございます。ご清聴いただきましてありがとうございました。

会長謝辞 後藤 公貴会長

はい、本当に貴重なご講演ありがとうございます。私は飲食業を営んでおります。飲食業も本当に人手不足がこの地域だけじゃなくて全国的に叫ばれていて、本当に外国人の方にも頑張ってもらえるような設えを真剣に考えないといけないと常日頃思っているところであります。

コロナ禍の中で、われわれの社交飲食組合で職域接種を行ったことがありました。この会場だったのですが、その時に釧路の一番大きな水産会社にベトナムの方が90名ほど勤めていらして、その方たちもわれわれと一緒にコロナワクチン打った経験あるのです。その時に引率していた方が、「本当に家族のように愛さないと、信頼関係というのは構築できない」と切に訴えていました。

先生がおっしゃられるきめ細やかな対応をされていて、もう昔ながらの時代では本当はないんだなと思っていました。

また、そのベトナムの方たちも、この人のためなら、この会社のためなら、ということで本当に生き生きしていたのを、いま先生のお話聞いて思い出しました。これからもさまざまな法律など改正があるかと思いません。その都度、いろいろな情報を私たちに提供していただけるようご活躍をご祈念申し上げます。

本当に本日はお忙しい中、ご講話いただきましてありがとうございました。

本日のニコニコ献金

- 田中 弘明君 無事に八喜寿司オープンすることができました。お祝い頂きありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。
- 池田 一巳君 本日の例会は私の社労士仲間が講師です。どうぞ宜しくお願い致します。